

第3期

北名古屋市スポーツ推進計画

令和6年度～令和10年度

[2024年度～2028年度]

北名古屋市教育委員会

はじめに

国は、令和4（2022）年3月にスポーツ基本法第9条第1項に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「第3期スポーツ基本計画」を策定しました。「第2期スポーツ基本計画」の期間中においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の2つの大きな出来事によって、改めてスポーツの重要性が確認されました。

第3期計画では、第2期計画において掲げた、①スポーツで人生が変わる、②スポーツで社会を変える、③スポーツで世界とつながる、④スポーツで未来を創るという4つの中長期的な基本方針は踏襲しつつ、第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえ、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すこととなっています。

そのためには、スポーツを「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という新たな視点が掲げられ、性別、年齢、障害の有無等に関係なく全ての人が「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指すことなど、共生社会の実現への方向性が強く打ち出されました。

また、令和5（2023）年4月から3年間で改革推進機関と位置付け、運動部活動の休日の段階的地域移行が始まりました。この20年間で運動部に所属している生徒数は70万人減少し、運動部に所属している中学校の生徒の割合も大きく減少しています。

市教育委員会においては、子ども達の豊かなスポーツ環境の構築をはじめ、市民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、国の「第3期スポーツ基本計画」及び愛知県スポーツ推進計画（2023－2027）を参酌するとともに、第3期北名古屋市教育大綱に掲げる基本施策に基づき、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年を期間とする、市民スポーツを推し進める施策の方向性をまとめました。

計画の趣旨

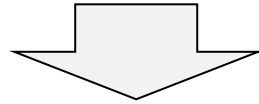
スポーツ基本法第10条第1項には、都道府県及び市町村の長又は教育委員会は、国が策定するスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を策定するよう努めることが定められています。

1 子どものスポーツ活動の充実

子どもの成長過程における心身の健全な発育・発達の観点からも、運動・スポーツを行うことは大切であります。近年、問題視されている子どもの体力低下について、子どもが発達段階に応じて身につけておくことが、望ましいとされる動きや身体を操作する能力を獲得し運動習慣形成を図り、健康づくりに寄与します。

【現状】

- ・スポーツ庁が毎年実施している「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」における県内の「体力合計点」は、小・中学校の男女全てにおいて低下傾向にあり、ほとんどの種目において全国平均を下回っています。



【目指すところ】

- ・生涯にわたり運動・スポーツに親しむためには、幼児期から運動習慣を身に付けることが重要であります。特に幼児期の運動習慣は、その年代だけでなく、大人になってからのライフスタイルや健康に影響を与えることが問題視されています。そのために、幼児期の遊びの重要性の啓発等、「スポーツが好き」な子どもを増やし、スポーツを通じて健康増進を図ります。

施策1 幼児期に身体を動かす取組

幼児期に身体を動かすことの楽しさや面白さを感じさせることで、その後の運動機会の増加が期待でき、更にスポーツに参加する子どもや大人の増加が見込まれます。

施策2 子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等への参加を促進させることにより、子どものスポーツ機会の充実を図り、運動習慣を確立します。

施策3 トップレベルの選手・指導者との交流機会の創出

スポーツ団体と連携し、実業団等で活躍しているトップアスリートや、高度な専門知識を持つトップコーチと交流できるイベント等を開催することで、一流のプレーに接する機会を提供し、スポーツの魅力を発信します。

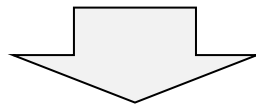
2 スポーツに関わる機会の創出

市民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人ひとりがスポーツの価値を享受できる社会を構築します。

【現状】

スポーツ庁 令和4年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」より

- ・20歳以上の週1日以上運動・スポーツ実施率は52.3%（前年度から4.1ポイント減）
- ・男女別では、男性が54.4%（前年度から4.1ポイント減）、女性が50.2%（前年度から3.9ポイント減）となっており、引き続き男性より女性の実施率が低い。
- ・年代別の週1日以上運動・スポーツ実施率は、全ての年代層で前年度を下回っており、特に20代～50代の働く世代で引き続き低い傾向となっています。
- ・20歳以上の年1日以上運動・スポーツ実施率は77.5%（前年度から2.4ポイント減）
- ・1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合は、20歳以上で27.2%（新規調査）



【目指すところ】

- ・成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率が70%になることを目指します。
- ・成人の年1回以上の運動・スポーツ実施率が100%に近づくことを目指します。
- ・1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指します。



【アンケート調査の実施】

※ 学校教育課の意識調査も参照し、市民のスポーツ実施率の状況の把握に努めていきます。

施策1 特定の年齢層をターゲットにしたスポーツイベントの開催

スポーツ団体と連携し、幼少期等、特定の年齢層をターゲットにしたスポーツプ

プログラム・イベントを開催することでスポーツ実施率の向上を図ります。

施策2 市民のニーズに応じた気軽に参加できるスポーツイベントの開催

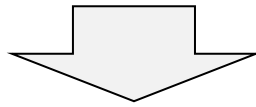
スポーツ団体と連携し、市民のニーズに応じた気軽に参加できるスポーツプログラム・イベントを開催することでスポーツ未実施者やスポーツが苦手な人がスポーツに参加するきっかけとなるよう努めます。

3 スポーツ環境の構築、人材の育成

市民がスポーツに親しむうえで不可欠となる「ハード（場づくり）」「ソフト（環境の構築）」「人材」といった基盤を確保・強化するため、場づくりや環境の構築、更にスポーツに関わる人材の育成等を進めます。

【現状】

- ・地域において、市民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の充実が、なお一層求められています。



【目指すところ】

- ・市の管理するスポーツ施設の有効活用等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の充実を図ります。
- ・スポーツに係る地域の団体や人材の連携促進により、地域の資源を最大限活用し、スポーツの場、プログラム、指導者等の充実を図ります。
- ・多様なスポーツニーズに対応した質の高い指導者の養成を支援します。

施策1（仮）沖村多目的グラウンドの整備

貯留機能を備えたグラウンドの整備に向けて、建設部と協議し貯留状況を充分に見定めて計画を進めます。（面積 17,500 m²）

施策2 スポーツ指導者の育成

各スポーツ団体と連携し、スポーツ指導者資格の保有者の増加を図り、児童生徒がより適切なスポーツ指導が受けられるようにします。

施策3 スポーツ推進委員の育成

教育委員会が委嘱するスポーツ推進委員について、総合型地域スポーツクラブや地域のスポーツ団体等との連携・協働を促進することができる優れた人材を選

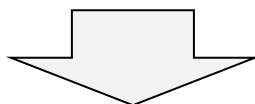
考し、研修を充実することにより、地域スポーツの振興をささえる人材の資質向上を図ります。

4 スポーツ施設の環境整備と学校体育施設の有効活用

市民のスポーツ参画人口を増加させるため、市の管理するスポーツ施設の環境整備と学校体育施設の有効活用を促進します。

【現状】

- ・スポーツ施設が限定されていることから、場所・時間帯によっては予約が取りにくい状況であるため、学校の体育施設の有効活用のニーズは非常に高い状況にあります。



【目指すところ】

- ・利用者の安全確保に向けた適切な維持管理や、利用者のニーズに応じた機能と運営の充実を図るとともに、さらなる利活用を促進していきます。

施策1 スポーツ施設の利便性向上

I Tを活用し総合体育館と使用用途が類似する健康ドームとの連携を図り、利用者の利便性向上並びに利用者数の拡大を図ります。

施策2 既存施設の有効活用

学校体育施設の積極的な活用により、地域スポーツ活動場所の拡充に努めます。